

令和5年度  
佐賀県 ひとり親家庭等実態調査  
報告書



## はじめに

近年、日本の子どもの9人に1人が貧困状態にあると言われており、ひとり親家庭ではその割合が2人に1人まで高くなります。特に母子家庭では、離婚などでひとり親になった際に未就労であることや臨時・パートなど不安定な就業形態であることが多く、収入が低い水準にとどまるなど課題が多い現状があります。

さらに、ひとり親家庭の親は、生計、育児や家事、仕事や住居、生活上の問題、子どもの教育の問題など様々な課題を一人で抱え、社会的にも経済的にも、精神的にも不安定な状態に置かれがちであり、養育される子どもの生活にも影響を与えることがあります。

このような中、本県では、県内における母子家庭・父子家庭、養育者及び寡婦の生活の実態を把握し、今後のひとり親家庭等に対する支援施策の充実を図るとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」の見直しを行うための基礎資料を得るため、「ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。

「子育てし大県」を目指す本県では、県民の皆さまに「佐賀で子育てしたい」と思ってもらえる佐賀県を目指し、様々な支援に取り組んでいますが、今回の調査で得られた結果を施策に活かし、ひとり親家庭に対する支援の更なる充実を図ってまいります。

また、この報告書が、市町等関係者の皆さまをはじめ多くの方に活用され、今後のひとり親家庭等に対する支援施策の推進に役立つことを期待しています。

この調査の実施に当たり、御協力いただきました母子家庭・父子家庭、養育者及び寡婦の皆さまをはじめ、市町や母子・父子福祉団体等関係者の皆さまに対し深く感謝申し上げます。

令和6年3月

佐賀県男女参画・こども局 こども家庭課

### 目次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	2
1. ひとり親家庭になった理由	2
2. ひとり親家庭の就業状況	3
3. ひとり親家庭の収入状況	4
4. ひとり親が常時雇用を希望しない理由	5
5. ひとり親が資格取得を希望しているが取得できない理由	5
6. ひとり親が「公的制度・サービス」について情報を得る手段	6
7. ひとり親が希望する子どもの最終学歴	7
8. 子どもの持ち物	8
9. ひとり親家庭の未就学児の保育状況	8
10. 離婚によるひとり親家庭の養育費の状況	9
11. 離婚によるひとり親家庭の面会交流状況	10
12. 養育者世帯の状況	11
13. 寡婦の状況	11



# I. 調査の概要

## 1. 調査の目的

本調査は、母子家庭、父子家庭、養育者及び寡婦の生活の実態を把握し、これらのひとり親家庭等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料とするとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」の見直しを行う基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の対象

佐賀県内の母子家庭・父子家庭、養育者及び寡婦を対象として、無作為抽出した 3,606 世帯

	対象者	配布件数	回収件数	回収率
母子家庭	児童扶養手当受給資格者（※）がいる世帯	2,695	1,645	61.0%
父子家庭	児童扶養手当受給資格者（※）がいる世帯	389	183	47.0%
養育者	児童扶養手当受給資格者（※）がいる世帯	22	10	45.5%
寡婦	佐賀県母子寡婦福祉連合会加入者	500	284	56.8%

※児童扶養手当受給者及び所得制限による全部支給停止者

### 【用語の定義】

- ① 母子家庭 ..... 父のいない 20 歳未満の児童が、その母によって扶養されている家庭
- ② 父子家庭 ..... 母のいない 20 歳未満の児童が、その父によって扶養されている家庭
- ③ 養育者 ..... 生計を同じくし、父母に代わって児童を養育する方（祖父・祖母等）
- ④ 寡 婦 ..... かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち、なお配偶者のいない状態にある方

## 3. 調査方法

母子家庭・父子家庭、養育者については、県内市町への調査委託により、寡婦については、一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会への調査委託により、調査票の郵送又は手渡しでのアンケート調査（抽出調査）を実施した。

- ① 実施主体：佐賀県男女参画・こども局 こども家庭課 家庭支援担当
- ② 委託機関（配布及び回収）：県内市町及び一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会
- ③ 委託事業者（集計及び報告書作成）：株式会社東京商工リサーチ

## 4. 調査基準日及び調査期間

- ① 調査基準日 令和 5 年 8 月 1 日
- ② 調査期間 令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日

## 5. 集計結果利用上の注意

- 本調査は、個人情報保護のため無記名で行った。回答間で矛盾が認められる場合があるが、回答内容を尊重し、論理的な矛盾を正すための修正は行っていない。
- 図表中に示す「n」は、比率算出上の基数となる総数（標本数）を示している。
- 集計表は上段が実数、下段以降が百分率（%）を表し、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- 表中の平均値項目は、不詳を除いて算出している。
- 文中の選択肢の標記は「 」とし、図表中の項目の標記は『 』とした。
- 貯金額の平均値の算出について、範囲指定の選択肢を以下で当てはめて疑似的に算出している。

選択肢	50万円未満	50万円～ 100万円未満	100万円～ 200万円未満	200万円～ 300万円未満	300万円～ 400万円未満	400万円～ 500万円未満	500万円以上
平均用 数値	25万円	75万円	150万円	250万円	350万円	450万円	500万円

## Ⅱ. 調査結果の概要

### 【母子家庭と父子家庭の状況】

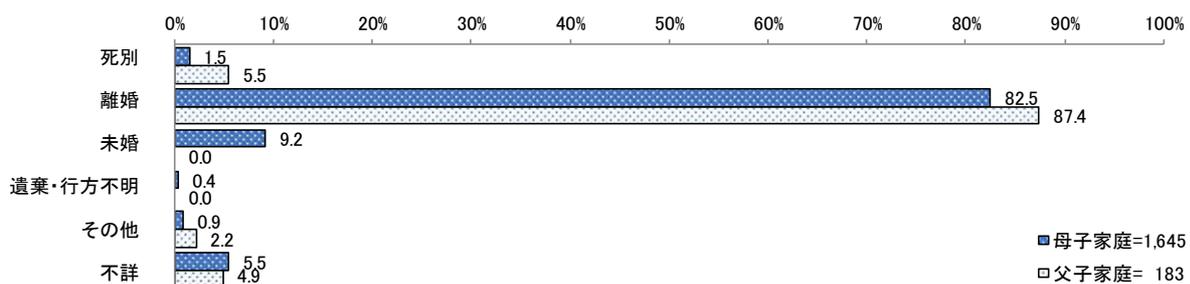
	母子家庭	父子家庭
1. 平均年齢	平均40.0歳	平均44.2歳
2. 最終学歴	中学校(9.8%)	中学校(17.5%)
	高等学校(50.2%)	高等学校(61.2%)
	短大・高等専門学校(27.7%)	短大・高等専門学校(9.8%)
	大学・大学院(8.1%)	大学・大学院(9.3%)
3. ひとり親家庭になった理由	離婚(82.5%)	離婚(87.4%)
	未婚(9.2%)	未婚(0.0%)
	死別(1.5%)	死別(5.5%)
4. 就業状況	仕事についている(89.7%)	仕事についている(86.9%)
	うち常時雇用(50.6%)	うち常時雇用(73.6%)
	うち臨時雇用・パート等(43.3%)	うち臨時雇用・パート等(9.4%)
	うち自営業等(5.3%)	うち自営業等(16.4%)
5. 平均年間就労収入	平均212万円	平均288万円
6. 平均年間総収入	平均243万円	平均281万円
7. 子どもの平均人数	1世帯平均1.7人	1世帯平均1.7人
8. 末子の平均年齢	平均10.2歳	平均12.6歳
9. 同居者の平均人数	1世帯平均2.4人	1世帯平均2.5人

### 1. ひとり親家庭になった理由

～母子家庭・父子家庭ともに8割以上は離婚が理由～

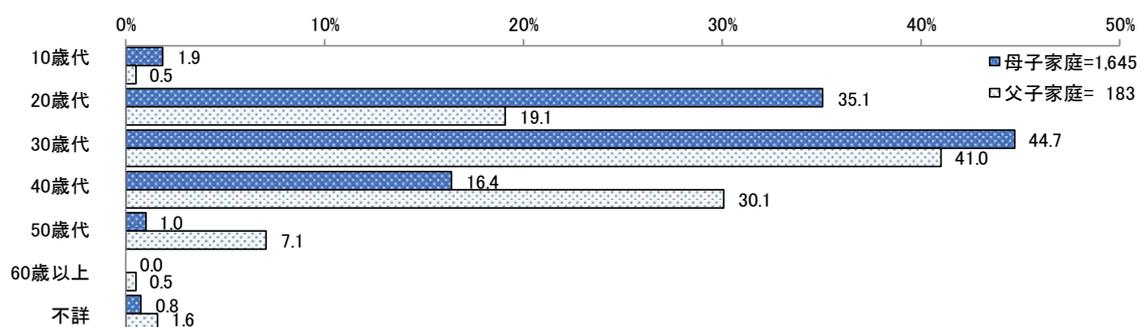
- ひとり親家庭になった理由は、母子家庭で「離婚」が82.5%、「未婚」が9.2%、「死別」が1.5%となっており、父子家庭で「離婚」が87.4%、「未婚」が0.0%、「死別」が5.5%となっている。
- ひとり親になった年齢は、母子家庭で「30歳代」(44.7%)が最も高く、次いで「20歳代」(35.1%)となっており、父子家庭で「30歳代」(41.0%)が最も高く、次いで「40歳代」(30.1%)となっている。

図 1-1 母子家庭、父子家庭になった理由



※n=母子家庭総数、父子家庭総数

図 1-2 母子家庭、父子家庭になった年齢



※n=母子家庭総数、父子家庭総数

## 2. ひとり親家庭の就業状況

～母子家庭・父子家庭ともに常時雇用の割合が増加～

- ひとり親家庭になった当時、「仕事についていた」割合は、母子家庭が68.0%（前回調査64.6%）、父子家庭が92.9%（前回調査94.9%）となっている。
- 調査時点において、「仕事についている」割合は、母子家庭が89.7%（前回調査92.2%）、父子家庭が86.9%（前回調査92.2%）となっている。
- 「仕事についている」場合の就業形態は、母子家庭では「常時雇用」が50.6%（前回調査49.3%）、「臨時雇用・パート・派遣・契約社員」が43.3%（前回調査45.2%）となっており、父子家庭では「常時雇用」が73.6%（前回調査66.5%）、「臨時雇用・パート・派遣・契約社員」が9.4%（前回調査9.6%）となっている。

図 2-1 母子家庭、父子家庭になった当時の就業状況

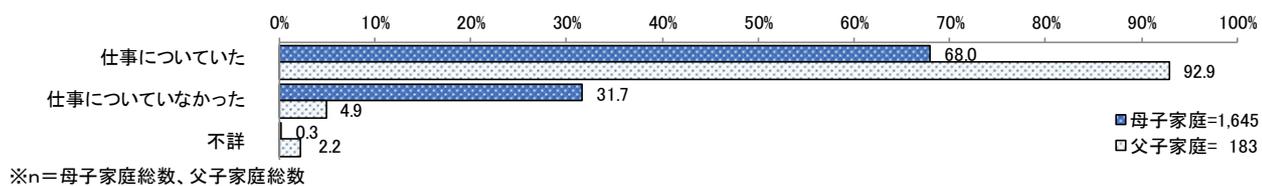


図 2-2 母子家庭、父子家庭の現在の就業状況

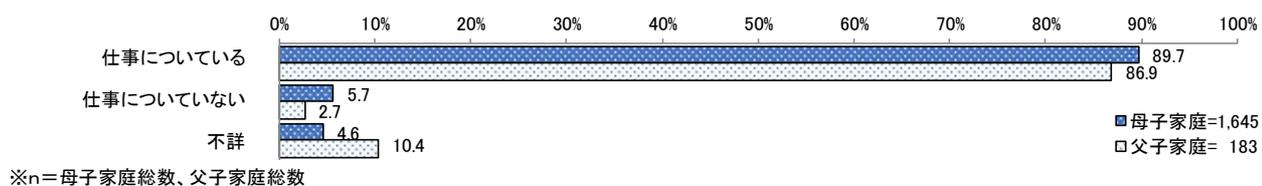
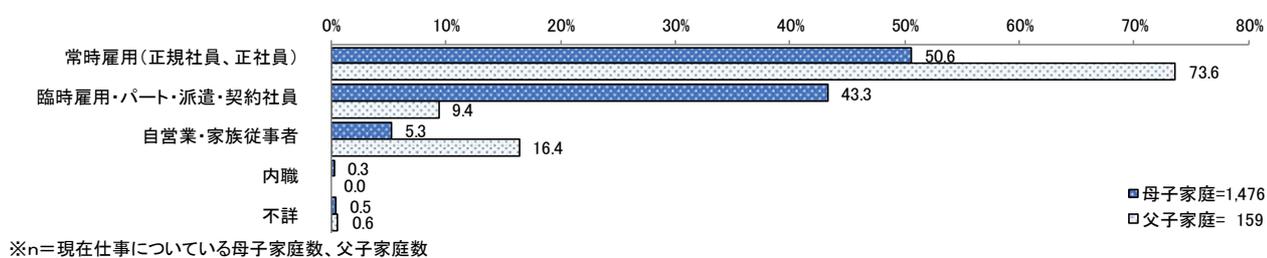


図 2-3 母子家庭、父子家庭の現在就業している場合の就業形態



### 3. ひとり親家庭の収入状況

～平均年間就労収入は、母子家庭の母親が 212 万円、父子家庭の父親が 288 万円～

- 令和 4 年のひとり親家庭の親の平均年間就労収入は、母子家庭が 212 万円、父子家庭が 288 万円となっている。
- 就業形態別にみると、母子家庭は、『常時雇用』（277 万円）と『臨時雇用・パート・派遣・契約社員』（154 万円）とでは、100 万円以上の差が生じ、父子家庭は、『常時雇用』（325 万円）と『臨時雇用・パート・派遣・契約社員』（154 万円）とでは、倍以上の差が生じている。

図 3-1 母子家庭、父子家庭の令和 4 年の年間就労収入

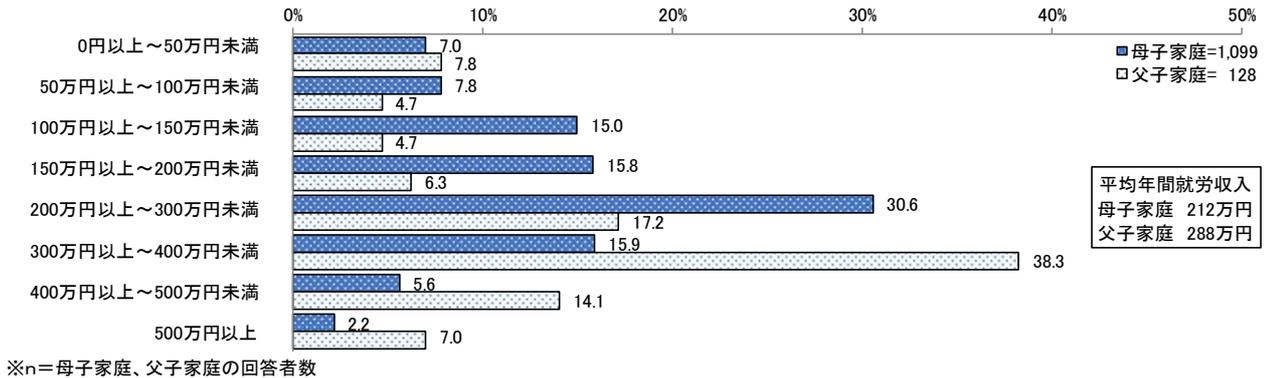


図 3-2 母子家庭、父子家庭の常時雇用の場合の令和 4 年の年間就労収入

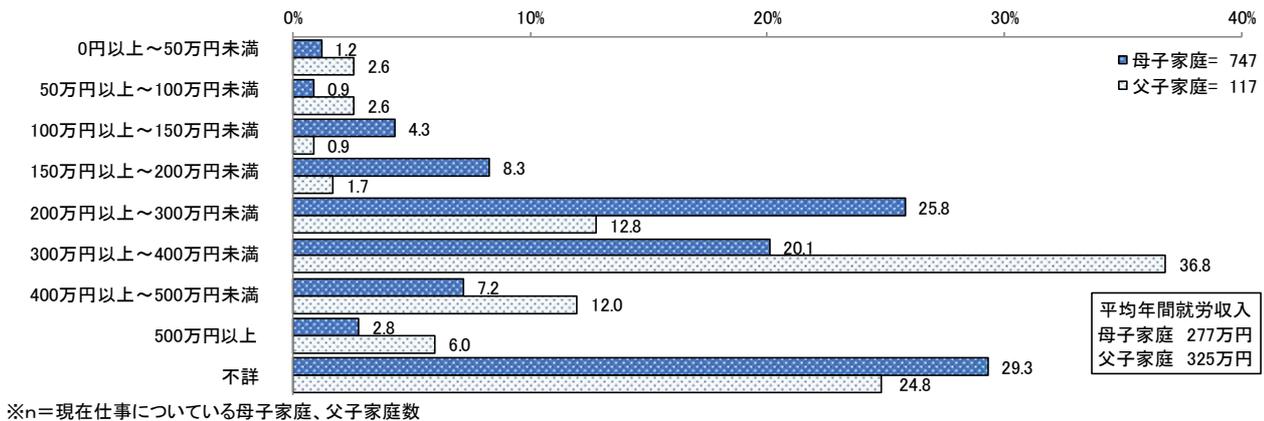
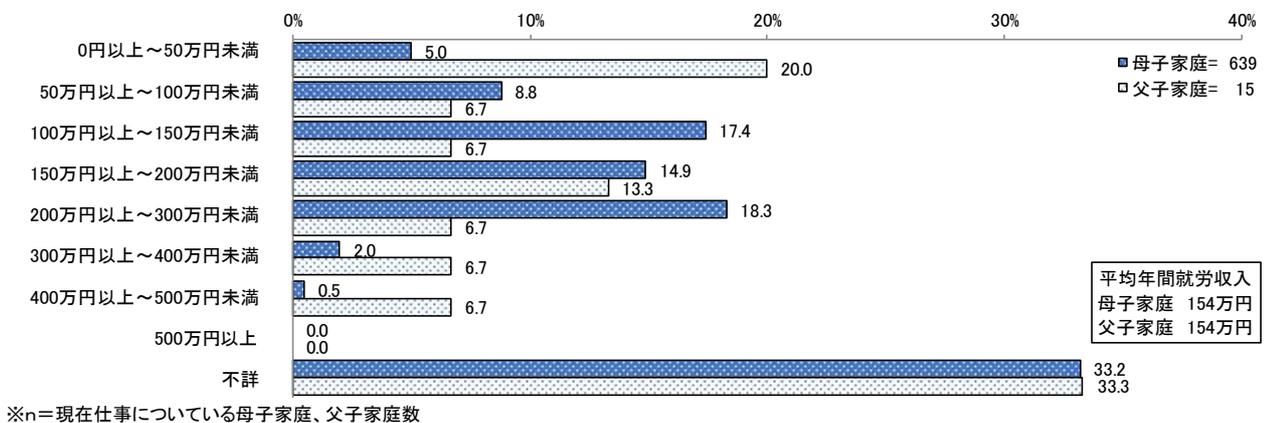


図 3-3 母子家庭、父子家庭の臨時雇用等の場合の令和 4 年の年間就労収入

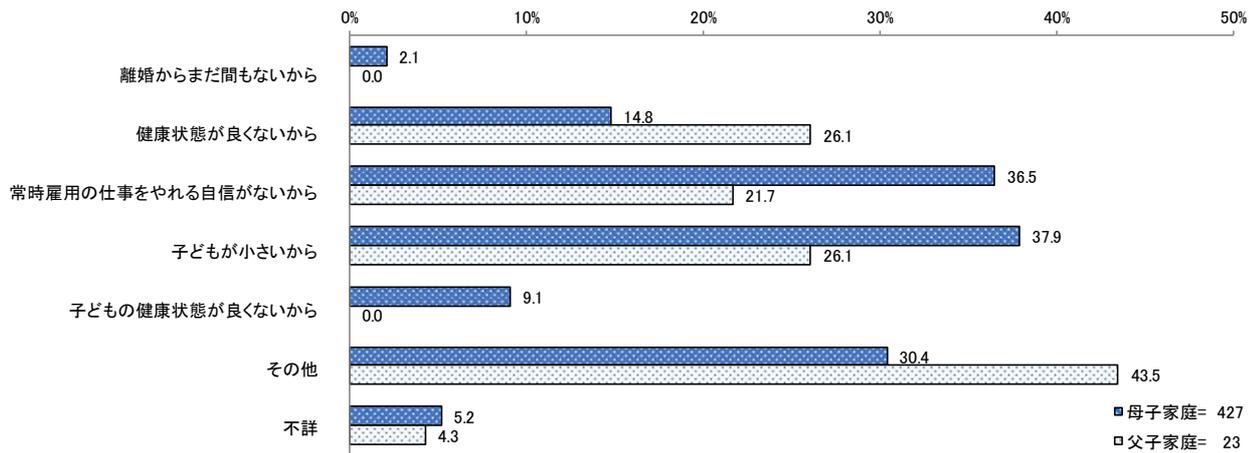


## 4. ひとり親が常時雇用を希望しない理由

～母子家庭、父子家庭ともに「子どもが小さいから」が最多～

- 現在、常時雇用（正規社員、正社員）ではない場合、今現在、常時雇用を希望しない理由として、母子家庭が「子どもが小さいから」（37.9%）が最も高く、次いで「常時雇用の仕事をやれる自信がないから」（36.5%）となっており、父子家庭が「健康状態が良くないから」（26.1%）と「子どもが小さいから」（26.1%）が同率となっている。

図 4-1 母子家庭、父子家庭が常時雇用以外で就業している場合の常時雇用を希望しない理由（複数回答）



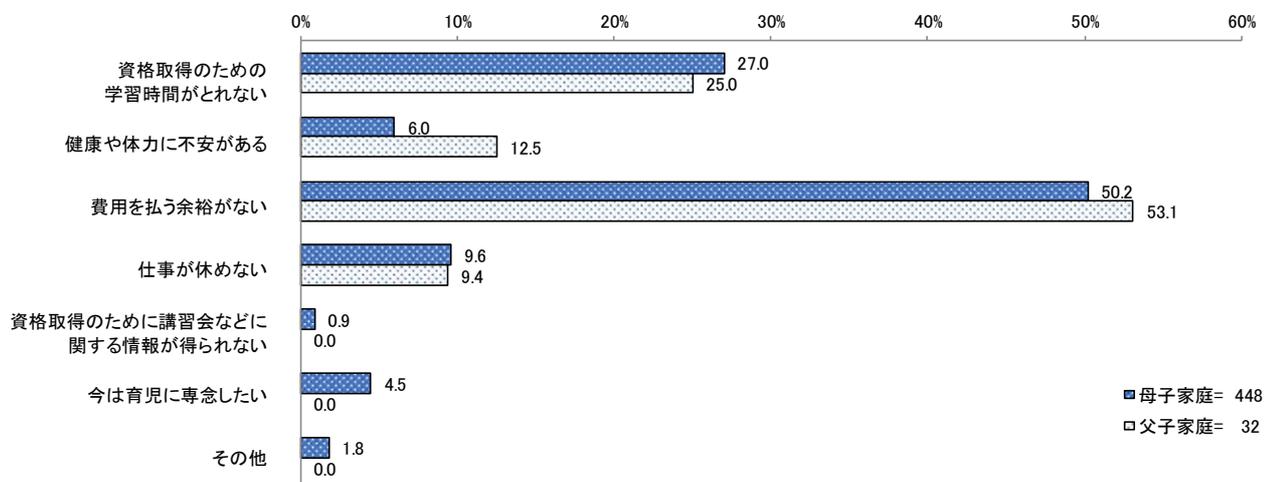
※n=現在常時雇用以外の仕事についており、現在常時雇用を希望しない母子家庭数、父子家庭数

## 5. ひとり親が資格取得を希望しているが取得できない理由

～母子家庭、父子家庭ともに「費用を払う余裕はない」が最多で、「資格取得のための学習時間がとれない」と続く～

- 資格取得できない理由は、母子家庭が「費用を払う余裕がない」（50.2%）が最も高く、次いで「資格取得のための学習時間がとれない」（27.0%）、「仕事が休めない」（9.6%）となっており、父子家庭が「費用を払う余裕がない」（53.1%）が最も高く、次いで「資格取得のための学習時間がとれない」（25.0%）、「健康や体力に不安がある」（12.5%）となっている。

図 5-1 母子家庭、父子家庭が資格取得できない理由



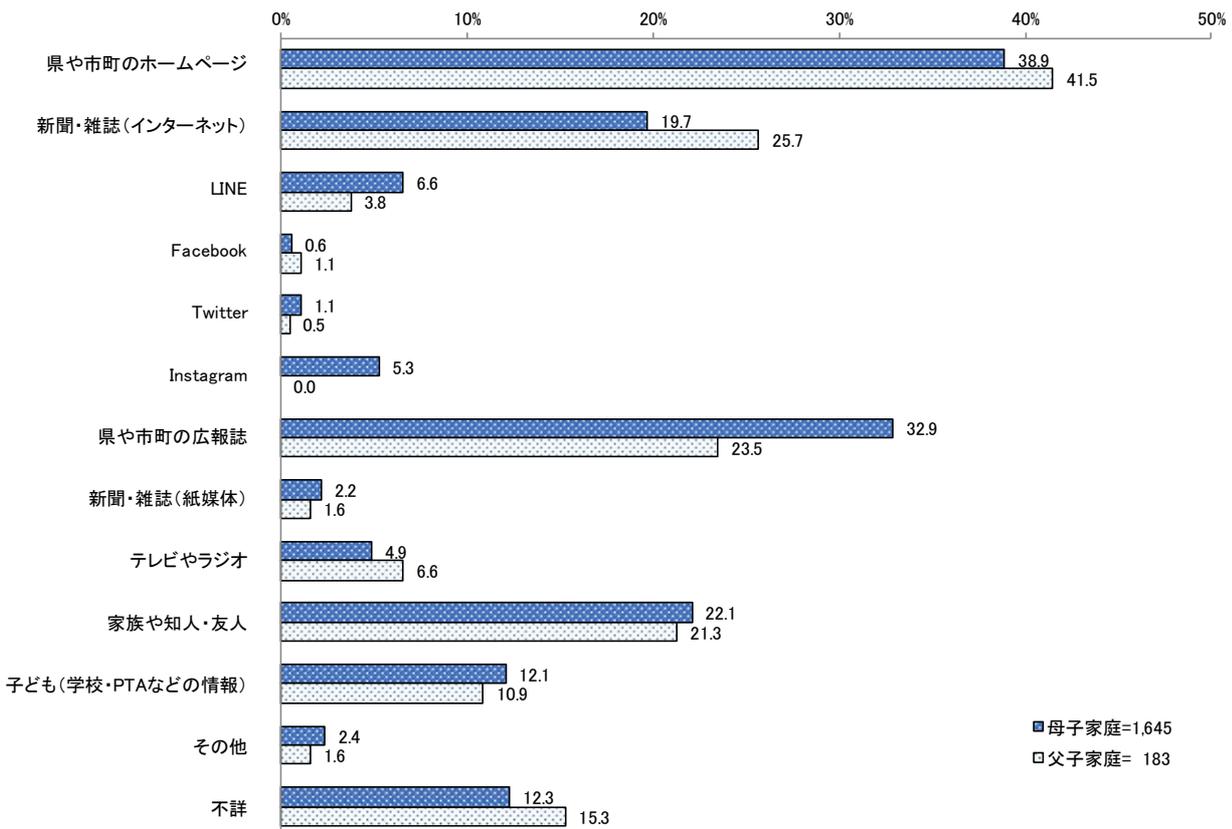
※n=母子家庭、父子家庭の回答者数（不詳含まず）

## 6. ひとり親が「公的制度・サービス」について情報を得る手段

～母子家庭、父子家庭ともに「県や市町のホームページ」と「県や市町の広報紙」の割合が高い～

- 「公的制度・サービス」について情報を得る手段は、母子家庭が「県や市町のホームページ」（38.9％）が最も高く、次いで「県や市町の広報誌」（32.9％）、「家族や知人・友人」（22.1％）となっており、父子家庭が「県や市町のホームページ」（41.5％）が最も高く、次いで「新聞・雑誌（インターネット）」（25.7％）、「県や市町の広報誌」（23.5％）となっている。

図 6-1 母子家庭、父子家庭が「公的制度・サービス」について情報を得る手段（複数回答）



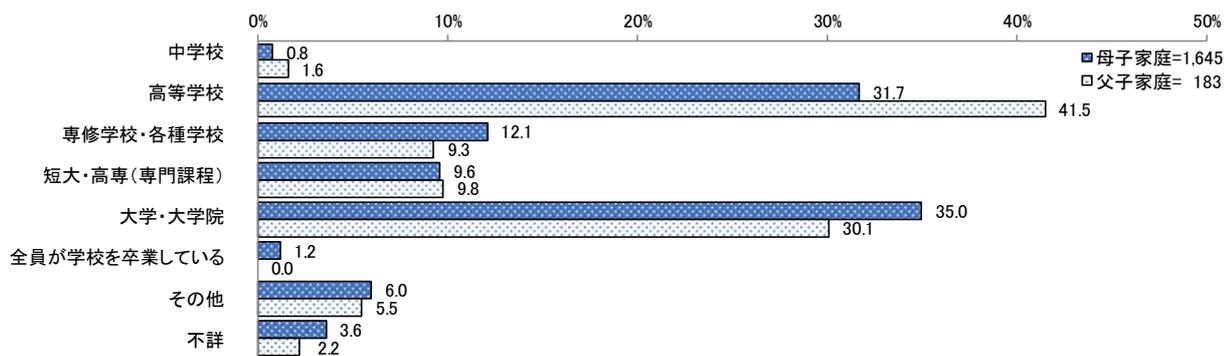
※n=母子家庭総数、父子家庭総数

## 7. ひとり親が希望する子どもの最終学歴

～母子家庭では「大学・大学院」、父子家庭では「高等学校」が最多～

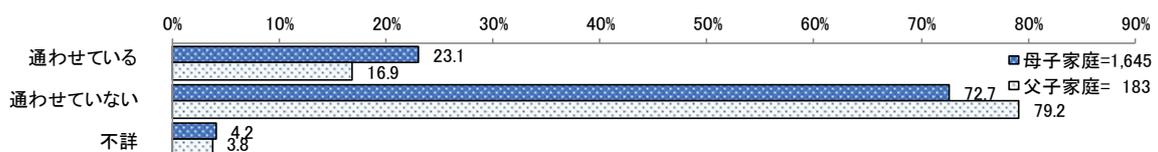
- ひとり親家庭の親が希望する子どもの最終学歴は、母子家庭では、「大学・大学院」（35.0％）が最も高く、次いで「高等学校」（31.7％）となっており、父子家庭では、「高等学校」（41.5％）が最も高く、次いで「大学・大学院」（30.1％）となっている。
- 学習塾等の利用状況では、母子家庭の23.1％、父子家庭の16.9％が利用している。

図 7-1 母子家庭の母親、父子家庭の父親が希望する子どもの最終学歴



※n=母子家庭総数、父子家庭総数

図 7-2 母子家庭、父子家庭の学習塾等の利用状況



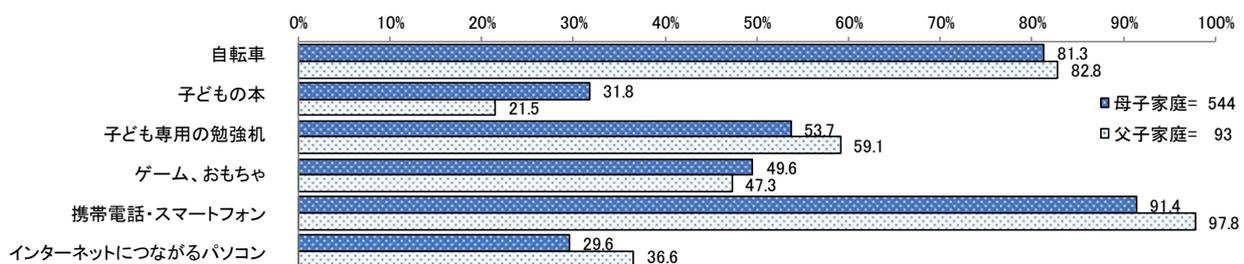
※n=母子家庭総数、父子家庭総数

## 8. 子どもの持ち物

～高校生のいる世帯では「携帯電話・スマートフォン」と「自転車」の割合が高い～

- 高校生のいる世帯における子どもの持ち物として、母子家庭では「携帯電話・スマートフォン」が91.4％、「自転車」が81.3％、となっており、父子家庭では「携帯電話・スマートフォン」が97.8％、「自転車」が82.8％となっている。

図 8-1 母子家庭、父子家庭の子どもの持ち物（小学生のいる世帯）（複数回答）



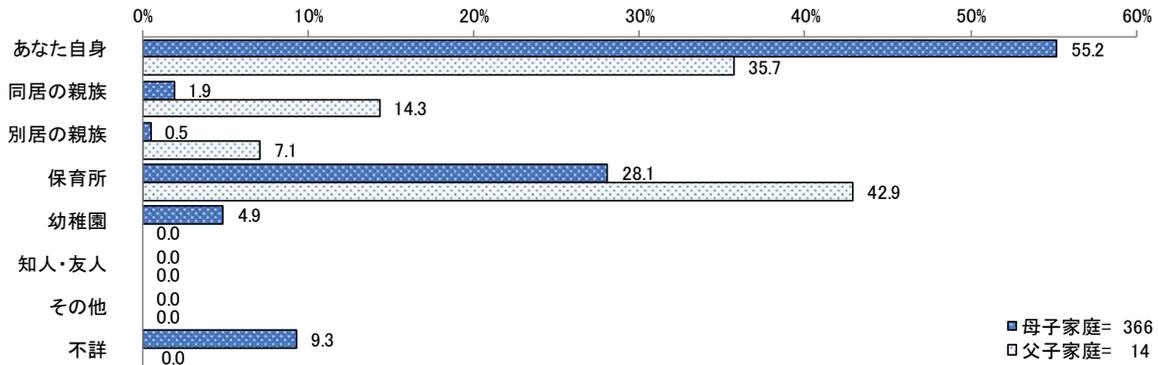
※n=高校生のいる母子家庭数、父子家庭数

## 9. ひとり親家庭の未就学児の保育状況

～母子家庭は「あなた自身」、父子家庭は「保育所」が最多～

- ひとり親家庭における未就学児の主な保育者は、母子家庭では「母親自身」が55.2%、「同居の親族」が1.9%となっており、父子家庭では「保育所」が42.9%、「父親自身」が35.7%となっている。

図 9-1 母子家庭、父子家庭の未就学児の主な保育者



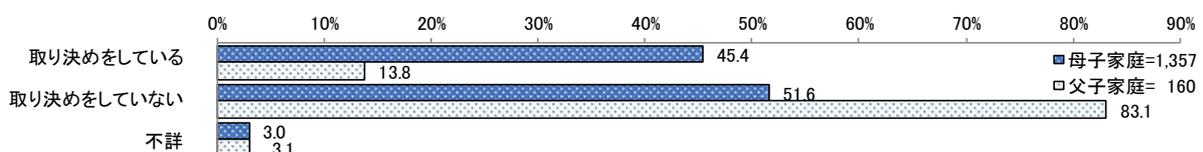
※n=未就学児がいる母子家庭数、父子家庭数

## 10. 離婚によるひとり親家庭の養育費の状況

### ～養育費の取り決め率が母子家庭で増加～

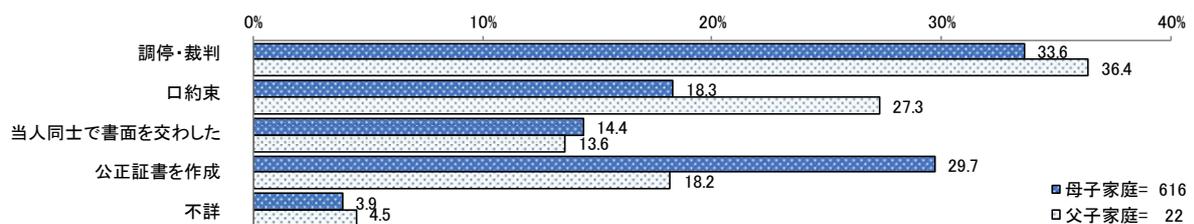
- 離別した元配偶者（夫又は妻）との間で養育費の「取り決めをしている」ひとり親家庭は、母子家庭では45.4%（前回調査38.7%）、父子家庭では13.8%（前回調査14.2%）となっている。
- そのうち、最も多い取り決め方法は、母子家庭、父子家庭ともに「調停・裁判」であり、母子家庭では33.6%、父子家庭では36.4%となっている。
- また、離別した元配偶者からの養育費を「現在も受けている」ひとり親家庭は、母子家庭では30.4%、父子家庭では4.4%となっている。
- さらに、平均月額（養育費の額が決まっている（いた）ひとり親家庭）は、母子家庭では42,697円、父子家庭では25,412円となっている。

図 10-1 母子家庭、父子家庭の養育費の取り決めの有無



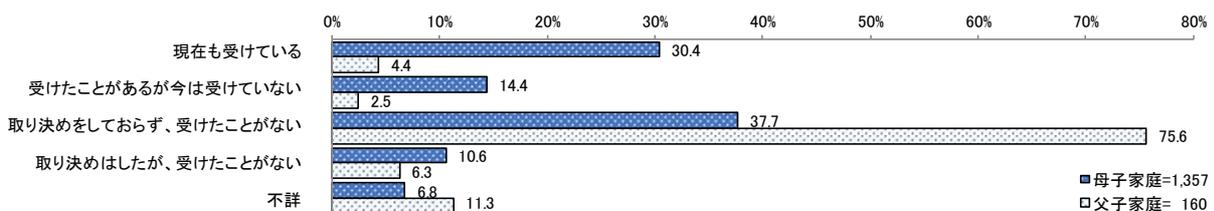
※n=ひとり親家庭になった理由が離婚の母子家庭数、父子家庭数

図 10-2 母子家庭、父子家庭の養育費の取り決め方法



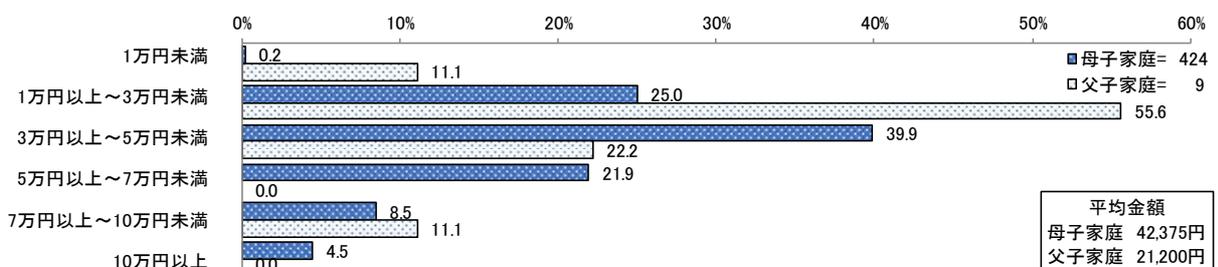
※n=養育費の取り決めをした母子家庭数、父子家庭数

図 10-3 母子家庭、父子家庭の養育費の受け取り状況



※n=ひとり親家庭になった理由が離婚の母子家庭数、父子家庭数

図 10-4 母子家庭、父子家庭の養育費の額が決まっていた場合の受け取り月額



平均金額  
母子家庭 42,375円  
父子家庭 21,200円

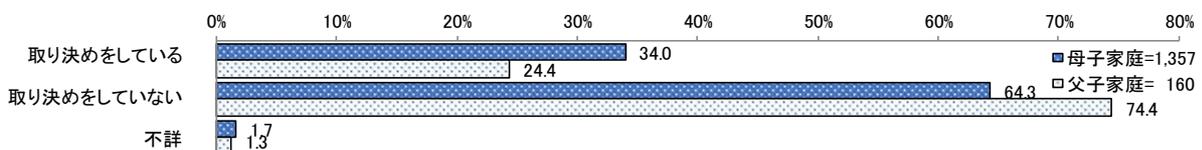
※n=養育費の金額が決まっている（いた）母子家庭数、父子家庭数（金額不詳を除く）

## 11. 離婚によるひとり親家庭の面会交流状況

～母子家庭の37.1%、父子家庭の45.1%が面会交流を実施～

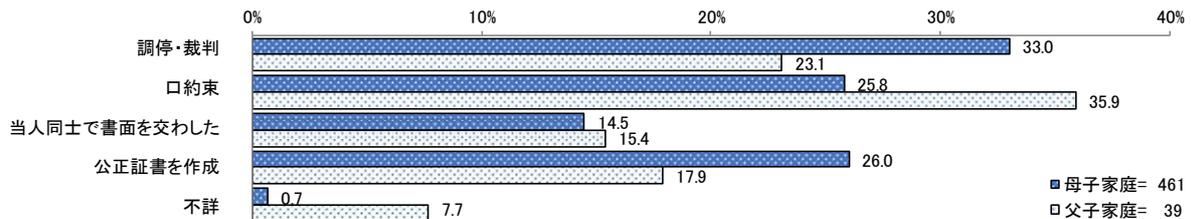
- 子どもと、離別した元配偶者（夫又は妻）との間で面会交流の「取り決めをしている」ひとり親家庭は、母子家庭では34.0%、父子家庭では24.4%となっている。
- そのうち、最も多い取り決め方法は、母子家庭では「調停・裁判」（33.0%）であり、父子家庭では「口約束」（35.9%）となっている。
- また、子どもと、離別した元配偶者との間での面会交流を実施しているひとり親家庭は、母子家庭では「現在も定期的に行っている」が13.2%、「不定期だが行っている」が23.9%となっており、現在面会交流を行っている母子家庭は37.1%となっている。父子家庭では「現在も定期的に行っている」が13.8%、「不定期だが行っている」が31.3%となっており、現在面会交流を行っている父子家庭は45.1%となっている。

図 11-1 母子家庭、父子家庭の面会交流の取り決めの有無



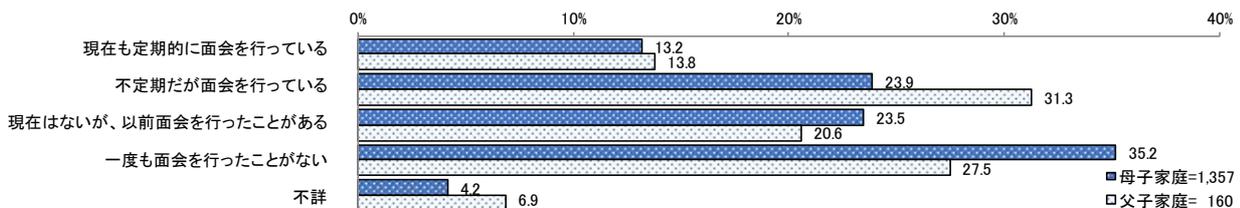
※n=ひとり親家庭になった理由が離婚の母子家庭数、父子家庭数

図 11-2 母子家庭、父子家庭の面会交流の取り決め方法



※n=面会交流を取り決めている母子家庭数、父子家庭数

図 11-3 母子家庭、父子家庭の面会交流の実施状況



※n=ひとり親家庭になった理由が離婚の母子家庭数、父子家庭数

## 12. 養育者世帯の状況

	養育者
1. 平均年齢	平均53.8歳
2. 被養育者の父母に生じた理由 (養育者となった理由)	[父について] 離婚(40.0%) 養育能力の欠如(0.0%)
	[母について] 離婚(30.0%) 養育能力の欠如(20.0%) 死別(20.0%)
	仕事についている(90.0%)
	うち常時雇用(33.3%) うち臨時雇用・パート等(44.4%) うち自営業等(0.0%)
3. 就業状況	
4. 平均年間就労収入	平均171万円
5. 平均年間総収入	平均163万円
6. 被養育者の平均人数	1世帯平均1.3人
7. 被養育者の末子の平均年齢	平均13.0歳
8. 同居者の平均人数	1世帯平均2.0人

## 13. 寡婦の状況

	寡婦
1. 年齢	70歳以上(55.6%) 60歳代(25.0%)
3. 母子家庭になった理由	離婚(38.4%)
	未婚(1.4%)
	死別(57.0%)
3. 就業状況	仕事についている(44.7%)
	うち常時雇用(30.7%)
	うち臨時雇用・パート等(56.7%)
	うち自営業等(7.9%)
4. 平均年間就労収入	平均182万円
5. 平均年間総収入	平均199万円
6. 同居者の平均人数	1世帯平均2.1人

発行／佐賀県健康福祉部男女参画・こども局  
こども家庭課  
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号  
電話 0952-25-7567

